

鈴鹿市消防本部訓令第 9 号

消 防 本 部
消 防 署

鈴鹿市火災出動規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

鈴鹿市消防長 西 澤 俊 一 郎

鈴鹿市火災出動規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市火災出動規程（平成 2 0 年鈴鹿市消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規程を同表の改正後欄に掲げる規程に下線で示すように改める。

改 正 後		改 正 前												
(出動単位)		(出動単位)												
第 2 条 略		第 2 条 略												
2 略		2 略												
3 署長が不在となる場合は、 <u>鈴鹿市指揮隊業務規程第 2 条第 2 項に定める者（以下「指揮隊」という。）</u> が、署長に代わって前項の規定による措置を担うことができる。		3 署長が不在となる場合は、 <u>統括指揮課長又は指揮隊長</u> が、署長に代わって前項の規定による措置を担うことができる。												
(出動種別)		(出動種別)												
第 3 条 出動種別は、次の表に掲げるとおりとする。		第 3 条 出動種別は、次の表に掲げるとおりとする。												
<table><tr><th colspan="2">出動種別</th></tr><tr><td>火災 出動</td><td><u>建物火災</u></td></tr></table>		出動種別		火災 出動	<u>建物火災</u>	<table><tr><th>出動 種別</th><th colspan="2"><u>出動すべき事案内容</u></th></tr><tr><td>火災 出動</td><td><u>一般火災</u></td><td><u>火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）に定める</u></td></tr></table>			出動 種別	<u>出動すべき事案内容</u>		火災 出動	<u>一般火災</u>	<u>火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）に定める</u>
出動種別														
火災 出動	<u>建物火災</u>													
出動 種別	<u>出動すべき事案内容</u>													
火災 出動	<u>一般火災</u>	<u>火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）に定める</u>												

					<u>火災種別による火災</u>
	<u>中高層火災</u>			<u>中層建物火災</u>	<u>地上3階又は4階の建物火災</u>
	<u>車両火災</u>			<u>高層建物火災</u>	<u>地上4階のうち不特定多数人を収容するなど特殊なもの及び5階以上の建物火災</u>
	<u>林野火災</u>			<u>危険物施設火災</u>	<u>危険物施設、少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所、高圧ガス関係施設等において発生した火災</u>
	<u>船舶火災</u>			<u>危険物車両火災</u>	<u>移動タンク貯蔵所、高圧ガス・毒物・劇物・指定可燃物等の危険物を積載した車両火災</u>
	<u>航空機火災</u>				
	<u>その他火災</u>				
警戒出動		警戒出動			<u>地震、風水害等自然災害のおそれのある場合又は危険物等の漏れ、飛散等の通報、火災とまぎらわしい通報又は発見により、確認する必要がある事案</u>
		非常通報出動			<u>火災通報装置により直接119番着信があった事案</u>
		自然災害出動			<u>地震、風水害等自然災害が発生した事案</u>

調査出動
その他出動

(出動規模)

第4条 出動等の規模は、次の表に掲げる区分により出動するものとする。

出動 区分	内容	出動 単位
略	略	略
第2 出動	火災等の規模及び類焼等の状況により、署長又は指揮隊が必要と認めるとき。	概ね 7単位
略	略	略

2 略

(現場指揮)

第6条 消防長、署長、指揮隊（以下「指揮者」という。）は、火災等の現場に指揮本部を設置し、現場統括を行うものとする。

2・3 略

調査 出動	<u>火災等の事後確認、調査等必要がある事案</u>
その他出動	<u>上欄に掲げるもの以外の出動</u>

(出動規模)

第4条 出動等の規模は、次の表に掲げる区分により出動するものとする。

出動 区分	内容	出動 単位
略	略	略
第2 出動	火災等の規模及び類焼等の状況により、署長、 <u>統括指揮課長又は指揮隊長</u> が必要と認めるとき。	概ね 7単位
略	略	略

2 略

(現場指揮)

第6条 消防長、署長、統括指揮課長、指揮隊長（以下「指揮者」という。）は、火災等の現場に指揮本部を設置し、現場統括を行うものとする。

2・3 略

附 則

この規則は、令和7年11月5日から施行する。